

町の特定健診・後期高齢者健診が受けやすくなります

特定健診や後期高齢者健診をより多くの人が受診し、病気の早期発見、早期治療につなげていくため、平成31年度より新たに次の2点の取り組みを実施します。

- ① 特定健診の個人負担金を1500円から500円に引き下げます。
② 特定健診・後期高齢者健診は町の指定する日時、場所で行う集団健診のみでしたが、町と契約した町内および旧一関市内の医療機関で個別に受診できるようになります。

特定健診(国保に加入している人)

▽対象者

平泉町国民健康保険に加入している40〜74歳の全員。

※治療中の人でも対象になります。

▽個別健診日程

2019年8月1日(木)〜20年2月29日(土)

※医療機関によって異なります。

▽検査項目

問診、計測、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、推定塩分摂取量測定

後期高齢者健診

▽対象者

75歳以上または65歳以上で岩手県後期高齢者医療制度の加入者

▽健診日程

2019年10月1日(火)〜15日(火)

▽検査項目

問診、計測、尿検査、血液検査、推定塩分摂取量測定

個別健診受診の流れ

- ① 7月下旬に保健推進員を通じて配布される健診のお知らせと受診券がお手元に届いた後、医療機関での個別健診希望者は、町民福祉課に直接お申し込みください。
② お申し込みした人に、個別健診用の受診票を送付します。
③ 受診票が届いた後、受診を希望する医療機関に直接、予約してください。

- ③ 健診当日は、受診票と国民健康保険被保険者証、または後期高齢者医療被保険者証を持参の上、予約した医療機関で受診してください。
※各健診の日程や医療機関など詳細については、7月下旬に保健推進員を通じて配布される健診のお知らせをご覧ください。

※自分の健康を確認するため、必ず年1回、健診を受診しましょう。

問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

病気の早期発見につなげよう!



農地法に基づく下限面積(別段の面積)を設定しました

耕作を目的として農地の売買や貸借などを行う場合は、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つとして、権利取得後の農業経営面積が50㎡(5000平方メートル)以上であることが農地法に定められており、これを下限面積といいます。なお、この下限面積が地域の実情に合わない場合には、農業委員会において独自の面積(別段の面積)を設定できることとなっております。

町農業委員会では、町が新たに実施する「空き家・空き地バンク」との

義肢・装具等補装具巡回相談

■期日:5月28日(火)

午後1時30分〜午後4時30分(受付時間は午後2時まで)

■場所:千厩農村勤労福祉センター

■相談内容

義肢・装具等補装具の購入および借受け・修理要否・適合の判定

■対象者:相談内容による診断、判定

県障がい者スポーツ大会参加選手を募集します

■期日:6月1日(土)

■場所:県営運動公園ほか県内各所

■対象者

身体障害者、療育、精神障害者保健福祉の各手帳を所持し、競技への出場を希望する人。

連携も考慮し、平成31年度の別段の面積を次の通り決定しました。

別段の面積を適用する農地

空き家バンクに登録された空き家に付随した農地(あらかじめ農業委員会に申請があった農地に限る)

■別段の面積:177(100平方メートル)

※別段の面積は、当該空き家と農地をセットで売買または貸借する場合に限り適用され、上記以外の場合には通常の下限面積が適用されます。

問い合わせ先

農業委員会 ☎46-5567

定などを希望する人

※本人のみでの相談が困難な場合、家族など事情の分かる人の付き添いをお願いします。

■申込期限:5月14日(火)

※完全予約制

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

競技種目

▽陸上▽フライングディスク▽水泳▽卓球▽アーチェリー▽ボウリング

■申込期限:4月17日(水)

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

国民健康保険の届け出を忘れず!

転出・転入や職場の健康保険に加入・脱退したときは、国民健康保険の届け出をする必要があります。届け出を行わないと国民健康保険税と職場の健康保険料の二重払いになってしまっただけでなく、保険証を誤って使用した場合に医療費を町へ返納する手続きが発生する場合がありますので、速やかに届け出をお願いします。

いします。左記の「国民健康保険の届け出が必要な場面」に該当する場合は、14日以内に町民福祉課窓口で届け出をしてください。また届け出にきた人の本人確認ができる書類が必要となります。

問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

国民健康保険の届け出が必要な場面

■国保に加入するとき

Table with 2 columns: 場面, 届け出に必要なもの. Rows include: 他市の市町村から転入してきたとき, 職場の健康保険をやめたとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 子どもが生まれたとき.

■国保を脱退するとき

Table with 2 columns: 場面, 届け出に必要なもの. Rows include: 他市の市町村へ転出するとき, 職場の健康保険に加入したとき, 職場の健康保険の被扶養者になったとき.

■その他

Table with 2 columns: 場面, 届け出に必要なもの. Rows include: 修学のため、住所を別に定めるとき, 保険証をなくしたとき.

※本人確認ができる書類

- 1点で確認できるもの(写真付き)…運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど
2点で確認できるもの…健康保険証、年金手帳、社員証、学生証など

大型連休中のごみ収集と尿汲み取り

■ごみ収集

ごみ収集カレンダーをご確認ください。

■処理施設でのごみの受け入れ

▽一関清掃センターで4月27日(土)午前中のみ受け入れます。
▽問い合わせ先:一関清掃センター ☎21-2157

■尿汲み取り

尿汲み取りは余裕を持って早めにお申し込みください。

▽申し込み先

公德社 ☎46-4235
(有)平泉衛生社 ☎46-3934
町民福祉課 ☎46-5562

地震による住宅被害復旧補助制度

東日本大震災と平成23年4月7日に発生した余震により住宅が被災した人を対象に、補修費用や改修費用の一部を補助します。

■補修に対する補助額

10万円以上の補修工事の半額(ただし上限は30万円)

※半壊、一部損壊した住宅が対象。応急修理制度を活用した場合は対象外。

■改修に対する補助額

①地震に強くなる(現在の耐震基準を満たさない住宅を基準に適合させる工事)

▽耐震改修工事の費用の半額(ただし上限は60万円)

②バリアフリーにする(床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレ設置などの工事)

▽バリアフリー改修工事の費用の半額(ただし上限は60万円)

③県産材の使用

▽県産の木材を積極的に使用した

改修工事の費用の半額(ただし上限は20万円)

■被災宅地復旧に対する補助額

地盤の補強や整地工事、擁壁の設置や補強工事などの復旧工事の費用の半額(ただし上限は200万円)

■利子補助

新築・補修で金融機関などから資金の借り入れをした場合に、その利子の一部を補助します。

■その他

▽工事を着工する前に必ず申請書類を提出してください。着工後の申請は補助対象外となります。なお当該年度内の完了が必須条件です。

▽対象となる工事内容を組み合わせる場合は、申請書に併せて工事した場合には、それぞれ補助金が交付されます。

▽予算には限りがあります。

■申し込み・問い合わせ先

建設水道課 ☎46-5569